刑を終えて出所した人の人権

地域で受け入れ、見守っていくことが支えになる。

刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い偏見や差別があります。本人に更生意欲があっても、就職や住宅の確保の面で差別を受けるなど、社会復帰を目指す人たちにとって厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、家族や親族も地域社会や職場、学校等で差別を受けることがあります。

全国の検挙人数に占める再犯者率は約５割となっており、高止まり傾向にあります。本県でも再犯者率は４割を超えており、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためにも、犯罪をした人等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。

刑を終えて出所した人が真の社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、地域社会、職場など周囲の人の理解と協力が不可欠です。

これらの人々を見守り、相談や助言を行う「保護司」と呼ばれる民間ボランティアの方々や、彼らを積極的に雇用する「協力雇用主」と呼ばれる民間事業者もあります。

犯罪や非行をした人の社会復帰について、立ち直ろうとする人々の意欲を認め、地域社会の中に受け入れ、見守り、支えていくこと、また、彼らを支える人々の活動に対し、理解と支援を行うことが必要です。

地区相談支援窓口を開設しました

保健、医療、福祉関係機関や企業との密接な連携により、地域の生活をよりサポートするため、それぞれの地区の保護司が相談を受け付けています。

出所直後で帰る場所のない方や、お近くに地区相談支援窓口がない方、お近くの地区相談支援窓口に相談しづらい方は、福井県更生保護センターまでお気軽にご相談ください。

地区相談支援窓口（令和6年10月現在）　運営団体：福井県保護司会連合会

センター名（対象市町）	住所	連絡先	開所曜日・時間
更生保護サポートセンター福井 （福井市、永平寺）	〒910-0005 福井県福井市大手3丁目12-20 御屋形ビル内	TEL 0776-30-1011 FAX 0776-30-1044	月曜日～金曜日 ※ 10時～16時
更生保護サポートセンターあわら （あわら市）	〒910-4103 福井県あわら市二面32-16	TEL 0776-77-1006 FAX 0776-73-3749	月曜日・水曜日・金曜日 ※ 10時～15時
更生保護サポートセンター坂井 （坂井市）	〒919-0522 福井県坂井市坂井町上新庄28-5-3 坂井健康センター内	TEL 0776-43-1371 FAX 0776-43-1372	月曜日～金曜日 ※ 10時～15時
大野更生保護サポートセンターひまわり （大野市）	〒912-0021 福井県大野市中野57-6-1 大野市青少年教育センター内	TEL 0779-64-5633 FAX 0779-64-5633	月曜日～金曜日 ※ 9時30分～16時30分
勝山地区更生保護サポートセンター （勝山市）	〒911-0035 福井県勝山市郡町1-1-50 勝山市健康福祉センターすこやか	TEL 0779-87-0777 FAX 0776-88-4708	火曜日 ※ 9時～16時30分
鯖江地区更生保護サポートセンター （鯖江市）	〒916-0022 福井県鯖江市水落町2丁目30-1 鯖江あいあいセンター内	TEL 0778-42-5680 FAX 0778-42-5681	月曜日～金曜日 ※ 9時30分～15時30分
丹生更生保護サポートセンター （越前町）	〒916-0215 福井県丹生郡越前町織田36-1 織田コミュニティセンター内	TEL 0778-36-1160 FAX 0778-36-1160	第2・第4木曜日 ※ 9時～15時
更生保護サポートセンター敦賀 （敦賀市、美浜町）	〒914-0047 福井県敦賀市東洋町1番1号 プラザ萬象２階６号室	TEL 0770-36-4847 FAX 0770-36-4847	火曜日～土曜日 ※ 9時～12時/13時～16時
若狭地区更生保護サポートセンター （小浜市、若狭町、おおい町、高浜町）	〒919-1541 福井県三方上中郡若狭町市場20-18 若狭町歴史文化館内	TEL 0770-62-0544 FAX 0770-62-0544	月曜日～金曜日 ※ 9時～16時

※ 祝日および年末年始を除く

また、法務局においても人権相談を受け付けています。　**0570-003-110**（みんなの人権110番）

お問い合せ先

福井県健康福祉部地域福祉課人権室（ふくいけんけんこうふくしぶちいきふくしかじんけんしつ）

☎ 0776-20-0328

法務省　委託事業

音声コード

刑を終えて出所した人などの
社会復帰を支援する

福井県更生保護センター

刑を終えて出所した人などからの
就労、住居、福祉サービス等についての相談

更生保護や再犯防止活動に関する相談

例えば・・・

- ボランティアで犯罪をした人等への支援を行いたい。
- 犯罪をした人等を雇用したい。
- 犯罪をした人等に対しても、差別することなくアパートを提供したい。
- 刑務所を出所したが、働き口がないだろうか。

などの相談に応じます。

開館日	月曜日～金曜日 （祝日および年末年始を除く）
開館時間	午前９時～午後４時
場所	福井市松本３丁目16－10 （福井県職員会館ビル３階）
電話番号	０７７６－９７－８２２１
E-mail	fssjk@outlook.jp

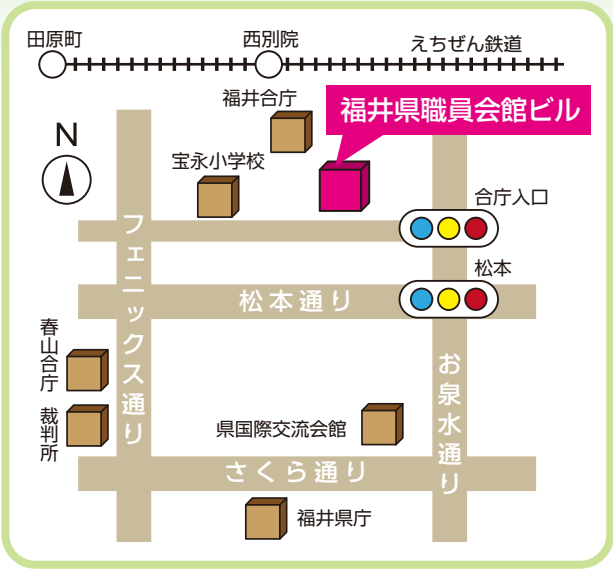

◆ 運営団体 ◆

福井社会復帰支援ネットワーク協議会

音声コード